

医 第 438 - 3 号
令和4年8月4日

各市保健所長 様

埼玉県保健医療部医療整備課長
坂 行正（公印省略）

令和4年度に発生した災害により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について（依頼）

本県の保健医療行政の推進におきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対応についても、特段の御尽力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、災害により被災した医療施設等の復旧に必要な経費の一部を助成するため、厚生労働省において「災害復旧費補助金交付要綱」を定めており、要件に該当するものについては、その一部が国庫補助の対象となります。

つきましては、下記の内容について貴保健所管内の医療機関に御周知いただくとともに、要件に該当し補助金の活用意向のある被災医療機関については様式1を提出期限までに担当あて御回答くださるよう併せて御周知いただきますようお願いいたします。

なお、同趣旨の依頼を埼玉県医師会（会員あて）に対し行っておりますので御承知おきください。

記

1 補助対象施設

公的医療機関、政策医療実施機関、医療関係者養成所施設等

※詳細は医療施設等災害復旧費補助金交付要綱 P2～P8 を御確認ください。

2 添付資料

- (1) 別紙1 医療施設等災害復旧費補助金のご案内
- (2) 別紙2 実地調査について
- (3) 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- (4) 医療施設等災害復旧費実地調査表（総括表）及び（個表）（様式2）
- (5) 災害復旧費補助金交付要綱
- (6) 【参考】内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
- (7) 【参考】公共土木施設災害復旧事業査定方針

3 提出書類及び提出期限

(1) 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）

提出期限

① 7月21日以前の被災医療施設等 8月22日（月）【厳守】

② 7月22日以降の被災医療施設等 被災後3週間以内【厳守】

例：被災日8月1日（月）の場合→8月21日（日）まで

(2) 医療施設等災害復旧費実地調査票（様式2）及び「別添1 医療施設等災害復旧費補助金のご案内」の2ページ目「✓調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）」に掲げる資料

提出期限

別途御連絡いたしますが、対象医療機関におかれましては提出の準備を進めていただくようお願ひいたします。

4 提出方法

電子メールで回答

メールアドレス a3530-02@pref.saitama.lg.jp

5 その他

- ・添付資料により、補助の対象施設、補助の対象費用、国による実地調査について御確認いただきますようお願いいたします。
- ・対象となる災害は「2添付資料（7）【参考】公共土木施設災害復旧事業査定方針」の第三に規定されています。
- ・補助金の交付にあたっては、災害復旧費補助金交付要綱の交付の条件が付されますので御留意ください。

担当 地域医療対策担当 根上

メール a3530-02@pref.saitama.lg.jp

医療施設等災害復旧費補助金のご案内

～ 被災された医療機関等の皆さまへ ～

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧（※）するための費用について、国がその一部（費用の1／2（激甚災害により被災した公的医療機関は2／3））を補助する制度があります。

（※）原則、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する場合

補助の対象となる施設

○下記は一例です。補助対象施設などの詳しい内容は（別添）をご覧ください。

✓ 医療機関

（公的医療機関）

- 都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

（政策医療実施機関（公的医療機関を除く））

- 救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制診療所（歯科を含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など

✓ 医療関係者養成所施設

- 看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所

✓ その他

- 研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舎など

補助の対象となる費用

- 建物及び建物附属設備の復旧費用
- 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一緒にして復旧を行う医療機器）の復旧費用
- 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用

※ 激甚災害により被災した場合に限る

※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く

補助の対象とならない費用（一例）

次の費用は申請内容に含めないでください。

- 土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場など）、造園
- 工作物（囲障、門など）
- 消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等
- 救急車等の車両
- 賃貸の建物、リースの医療機器

※ 復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合

国による実地調査の実施

○補助金を活用して復旧を行う場合、国（厚生労働省及び財務省（局））による実地調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要があります。

✓ 調査する内容

- ・医療施設等の所在地における災害の状況

※『〇〇市では、△△△△（台風〇号、××地震など）により（具体的な被災状況）した』など

- ・建物等の被害状況

※**被災事実の確認が不可欠です。**

必ず復旧前の被災箇所すべての写真を撮ってください。その際は、被災範囲（数量）などが確認できるようメジャーを添えるなどのほか、可能な限り明瞭に撮影してください。実地調査時に被害状況が確認できない場合、補助対象外とすることがあります。

- ・復旧方法

※工事内容（施工方法など）の確認を行います。

専門的な説明も必要になりますので、説明ができる体制を確保してください。
施工業者等の立会・同席も可能です。

- ・復旧にかかる費用

※工事費や修理費の根拠について確認を行います。

復旧方法と同様に、費用についても説明ができる体制を確保してください。

費用の根拠が施工業者の見積書の場合、**複数（3社以上）の見積書を用意してください。**

（やむを得ない理由により複数の見積書が用意できない場合は、その理由を書面にして実地調査の際に提出してください。）

✓ 調査の方法

- ・県庁会議室または被災施設（現地）などにおいて、上記について確認を行います。

✓ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）

医療施設等災害復旧費協議書（様式1）

医療施設等災害復旧費実地調査表（様式2）

災害発生原因や程度（震度）がわかる資料

※地元地方気象台の発表した観測記録や、都道府県・市町村防災担当部署が作成した資料など

図面、被災箇所**すべて**の写真（写真是主なものを印刷し、その他はパソコン等の画面で確認する方法でも構いません。）

復旧費の積算根拠（見積書など）

医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

医療施設等災害復旧費補助金 補助対象等一覧

(別添)

区分	補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 (注)激甚災害 の場合に限る		
公的医療機関施設	都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合(以下「市町村」という。)、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行なう普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所	○	○	○	厚生労働大臣の定める額	1/2 (2/3)
へき地診療所	都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所(医師及び看護師住宅を含む。)	○	○	○		1/2
政策医療実施機関						
救命救急センター	都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター	○	○	○	769,100千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	都道府県知事又は市町村長等の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
救急告示病院	救急病院等を定める省令に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医制病院	災害救助法の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間ににおける診療等を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医制診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間ににおける診療等を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅当番医制歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間ににおける歯科診療を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
休日夜間急救センター	災害救助法の適用市町村に所在する休日夜間急救センターであって、市町村が行う(委託を含む)休日夜間急救センター	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
休日等歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間ににおける診療又は心身障害者(児)に対する診療を行う(委託を含む)歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
時間外診療実施診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生(支)局に行っている診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
災害拠点病院(基幹災害拠点病院)	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院	○	○	○	677,268千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
災害拠点病院(地域災害拠点病院)	○	○	○	447,449千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2	
へき地医療拠点病院	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院	○	○	○	229,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
周産期母子医療センター	都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター	○	×	○	83,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
小児救急医療拠点病院	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院	○	○	○	28,155千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
在宅医療実施歯科診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2

区分	補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 (注)激甚災害 の場合に限る		
がん医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
脳卒中医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
腎移植施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設(原則、都道府県一か所(人口400万人以上の都道府県は二か所))	○	×	○	44,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
老人デイケア施設	厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設	○	○	○	165,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
共同利用施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設	○	○	○	388,900千円 (厚生労働大臣の定める額)	1/2
医療関係者養成所施設						
看護師等養成所	保健師助産師看護師法第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所(学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×	厚生労働大臣の定める額	1/2
理学療法士等養成所	理学療法士及び作業療法士法第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所(学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1/2
救急救命士養成所	救急救命士法第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所(学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1/2
歯科衛生士養成所	歯科衛生士法第12条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所(学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1/2
研修施設						
地域医療研修センター	医科大学若しくは大学医学部の附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。)又は臨床研修病院(营利法人又は個人の設立した病院を除く。)の開設者の設置する地域医療研修センター	○	×	×	59,600千円	1/2
研修医のための研修施設	医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。)又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設	○	×	×	198,700千円	1/2
病院内保育所	日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所	○	×	×	厚生労働大臣の定める額	1/2
看護師宿舎	都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎	○	×	×	既存面積(1人当たり33m ² を限度) ×1/2×198,300円	1/2
救急医療情報センター	都道府県の設置する救急医療情報センター	○	×	×	13,100千円	1/2

* 補助額：実際の事業費(厚生労働省等による実地調査に基づく額)と、基準額を比較して、低い方の額に補助率を乗じた額。(千円未満切り捨て)

* 国、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は医療法第7条の2第1項第二号～第五号に掲げる者の設置するものは対象外。

* 厚生労働大臣の定める額 上限なし

実地調査について

医療施設等災害復旧費補助金は、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別添「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき交付します。

なお、医療施設等災害復旧費補助金は、別添の「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領(昭和59年9月7日蔵計2150号)」等に基づく実地調査により交付額が決定します。

1. 事前準備について

- (1)「医療施設等災害復旧費補助金のご案内(別紙1)」の「国による実地調査の実施」を参照の上、準備をお願いします。
- (2)都道府県担当部局を経由して、電子メールにて担当者あて、別途、指定する期日までに下記資料を提出してください。
 - ・「医療施設等災害復旧費協議書」(様式1)
 - ・「医療施設等災害復旧費実地調査表」(様式2)

2. 実地調査について

- (1)「医療施設等災害復旧費実地調査表」(様式2)に記載した被災の状況や所要額の積算根拠(数量、金額)等について調査します。
- (2)調査時においては、上記(1)の内容を確認するので、施工内容など専門的な内容を把握されている被災施設の担当者又は工事施行業者から説明をお願いします。
- (3)写真及び図面等に番号を付けるなどして、被災場所を書面で特定できるようにしてください。

3. 早期着工について

実地調査前に復旧事業を行う場合、被災の事実確認のため、被災した状況の分かる写真が必要不可欠であることから、被災の程度(範囲、数量、規格)等が確認できるよう、メジャーを添える等出来るだけ明瞭に撮影してください。

4. その他

- (1)災害復旧は、原則として、「原形復旧」であり、被災前より高価な資材、高機能な医療機器等による復旧は減額査定の対象となる場合があります。
- (2)協議書提出後に、追加工事の発生や一部工事の取り止めなどにより所要額が変更となる場合は、実地調査前に担当者に連絡してください。

医療施設等災害復旧費協議書

施設種類		名称		設置主体	
所在地				設置年月日	
建物の規模・構造					
被災年月日		災害の種類			
被害の状況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
入所者の状況	被害なし				
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
	計			0	
備考					

様式2

医療施設等災害復旧費実地調査表(総括表)

(施設名:)

名 称	被害申請額				査 定 額				備 考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
合 計									

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。

(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)

厚生労働省発医政1224第17号
令和2年12月24日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

医療施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別添「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和2年12月24日から適用することとされたので通知する。

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱（平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知別添）の
一部改正について【新旧対照表】

別紙

(下線部が変更部分)

改正後	現行
医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱
1~10 (略) (別表) (略)	1~10 (略) (別表) (略)
第1号様式 (略)	第1号様式 (略)
第2号様式 番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 (以下略)	第2号様式 番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 印 (以下略)
第3号様式 番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 (以下略)	第3号様式 番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 印 (以下略)
第4号様式 番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業者名	第4号様式 番号 年月日 厚生労働大臣 殿 補助事業者名 印

(以下略)

第5号様式

番
年
月
日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名

(以下略)

(以下略)

第5号様式

番
年
月
日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

(以下略)

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

厚生省発健政第22号
平成7年3月1日

一部改正厚生労働省発医政第0216004号
平成16年2月16日

一部改正厚生労働省発医政第0204011号
平成17年2月4日

一部改正厚生労働省発医政第0307002号
平成18年3月7日

一部改正厚生労働省発医政第0312007号
平成20年3月12日

一部改正厚生労働省発医政0526第12号
平成23年5月26日

一部改正厚生労働省発医政1209第5号
平成23年1月2月9日

一部改正厚生労働省発医政0116第5号
平成26年1月16日

一部改正厚生労働省発医政1204第3号
平成27年1月2月4日

一部改正厚生労働省発医政0930第1号
平成28年9月30日

一部改正厚生労働省発医政0602第2号
平成29年6月2日

一部改正厚生労働省発医政0330第13号
平成30年3月30日

一部改正厚生労働省発医政0310第10号
令和2年3月10日

一部改正厚生労働省発医政1224第17号
令和2年1月2月24日

医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

(通則)

- 1 医療施設等災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、次に掲げる施設であつて暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計2150）に基づき承認を得た災害復旧事業に要する費用を交付の対象とする。

なお、交付の対象となる異常な天然現象の範囲は公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発第351号建設省河川局長通知）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。

(1) 医療機関施設

ア 公的医療機関施設

都道府県、市町村若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合（以下「市町村等」という。）、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法（昭和33年法律第193号）第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

イ へき地診療所

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」（以下「へき地保健医療対策実施要綱」という。）に基づき、都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財團済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所（医師及び看護師住宅を含む）。

ウ 政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く。）

(ア) 救命救急センター

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター（国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(イ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県知事又は市町村長若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合の管理者の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ウ) 救急告示病院

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(エ) 在宅当番医制病院

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(オ) 在宅当番医制診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置する

ものを除く。)

(カ) 在宅当番医制歯科診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(キ) 休日夜間急患センター

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、市町村が行う（委託を含む）休日夜間急患センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ク) 休日等歯科診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者（児）に対する診療を行う（地方公共団体からの委託等により行う場合を含む）歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ケ) 時間外診療実施診療所

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用市町村に所在する診療所であって、平成28年3月4日保医発第0304第1号厚生労働省保険局医療課長及び同局歯科医療管理官通知「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きについて」により、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生（支）局に行っている診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(コ) 災害拠点病院

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(サ) へき地医療拠点病院

「へき地保健医療対策実施要綱」に基づき、都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(シ) 周産期母子医療センター

平成22年1月26日医政発0126第1号厚生労働省医政局長通知「周産期医療の確保について」の別添2「周産期医療体制整備指針」に基づき、都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ス) 小児救急医療拠点病院

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(セ) 在宅医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ソ) 在宅医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(タ) 在宅医療実施歯科診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療（在宅医療）を実施している歯科診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(チ) がん医療実施診療所

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ツ) 脳卒中医療実施病院

平成24年3月30日医政発第0330第28号厚生労働省医政局長通知「医療計画について」に基づき、都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(テ) 腎移植施設

昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ト) 老人デイケア施設

昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に基づき、厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(ナ) 共同利用施設

昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設（国、独立行政法人若しくは国立大学法人又は医療法第7条の2第1項各号に掲げる者の設置するものを除く。）

(2) 医療関係者養成所施設

ア 看護師等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条の規定により設立された法人（以下「学校法人」という。）若しくは同法第64条第4項の規定により設立された法人（以下「準学校法人」とい

う。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条の規定により認定を受けた公益法人及び旧民法第34条の規定により設立された法人（以下「旧民法法人等」という。）又は医療法第39条の規定により設立された法人（以下「医療法人」という。）の設置する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。（なお、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあってはこの限りではない。））

イ 理学療法士等養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

ウ 救急救命士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

エ 歯科衛生士養成所

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、学校法人若しくは準学校法人、旧民法法人等又は医療法人の設置する歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第1

2条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所（学校教育法第1条に規定する学校を除く。ただし、旧民法人等又は医療法人の設置するものにあっては、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校の認可を受けることのできるものに限る。）

（3）研修施設

ア 地域医療研修センター

平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院（国立大学法人の開設したものと除く。以下同じ。）又は臨床研修病院（営利法人又は個人の設立した病院を除く。）の開設者の設置する地域医療研修センター

イ 研修医のための研修施設

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部の附属病院（国立大学法人の開設したものと除く。）又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設

（4）病院内保育所

日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所

（5）看護師宿舎

都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎

（6）救急医療情報センター

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県の設置する救急医療情報センター

(交付額の算定方法)

- 3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額が1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表の第1欄に定める区分ごとに、同表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（次に掲げるものに限る。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ア 建物の設置場所の変更（設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しないものを除く。）
- イ 建物の規模、構造又は用途の変更（機能を著しく変更しないものを除く。）
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止

又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金を受けてはならない。

(申請手続)

- 5 この補助金の交付申請は、毎年度別途指示する期日までに、第2号様式による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 6 厚生労働大臣は、5による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 8 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日（4の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から1ヶ月を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、事業が当該年度と当該年度の翌年度にわたるときは、この補助金の交

付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、第4号様式による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

9 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

10 特別の事情により、3、5及び8に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、毎年度において別途指示する期日までに、第3号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(別表)

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
医療機関施設 公的医療機関 施設	厚生労働大臣の定 める額	(1) 病院の診療棟、病棟、管 理棟、サービス棟等の被災 部分の災害復旧に要する 工事費又は工事請負費 (2) 診療所の診察室、处置室、 薬剤室、エックス線室等の 被災部分の災害復旧に要 する工事費又は工事請負 費 (3) 病院・診療所の建物と一 体として復旧を行う必要 のある医療用設備 (4) 医療機器 (1品につき 500,000 円を 超えるもの。) (被甚法第2条第1項の規定により指定された震甚災害に より被災した場合に限る。)	2分の1 (震甚災害に対応するため の特別の財政援助等に関 する法律(昭和 37 年法律 第150号。以下「震甚法」と いう。)第2条第1項の規定 により指定された震甚災 害により被災した医療機 関又は東日本大震災に対 応するため特別の財政 援助及び助成に関する法 律(平成23年法律第40号。 以下「東日本大震災財務 法」という。)第 46 条第 2 項第 1 号に規定する公的 医療機関であって同法第 2 条に規定する東日本大 震災により被災した公的 医療機関にあっては 3 分 の2)
へき地診療所	厚生労働大臣の定 める額	へき地診療所として必要 な次の各部門の被災部分の 災害復旧に要する工事費又 は工事請負費 (1) 診療所 ア 診察室、处置室、薬剤 室、エックス線室、暗室、 待合室、看護師居室、玄 関、廊下等 イ 建物と一体として復 旧を行う必要のある医 療用設備 ウ 医療機器 (1品につき 500,000 円)	2分の1

		<p>を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p>	
政策医療実施機関施設 救命救急センター	769,100 千円 (震害法第2条第1項の規定により 指定された震害災害により被災した 場合又は東日本大震災財特法第2条 に規定する東日本大震災により被災 した場合にあっては厚生労働大臣の 定める額)	<p>救命救急センターとして 必要な次の各部門の被災部 分の災害復旧に要する工事 費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 (病室、 I C U、 C C U、 病棟記録室、処置室、診察 室、患者食堂、リネン室、 パルコニー、廊下、便所、 暖冷房、附属設備等)</p> <p>(2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、 手術室、回復室、準備室、 浴室、診察室、廊下、待合 室、便所、暖冷房、附属設 備等)</p> <p>(3) その他 (事務室、機械室、自家発 電室等)</p> <p>(4) ヘリポート</p> <p>(5) 建物と一体として復旧を 行う必要のある医療用設備</p> <p>(6) 医療機器 (1品につき 500,000 円を 超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害に より被災した場合に限る。)</p>	2分の1
病院群輪番制病院 及び共同利用型病 院	80,200 千円 (震害法第2条第1項の規定により 指定された震害災害により被災した)	病院群輪番制病院又は共 同利用型病院として必要な 次の各部門の被災部分の災	2分の1

	<p>場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p>	
救急告示病院	<p>80,200 千円</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>救急告示病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
在宅当番医制病院	<p>80,200 千円</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災</p>	<p>在宅当番医制病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、</p>	2分の1

	<p>した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p>	
在宅当番医制診療所	<p>13,139 千円</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>在宅当番医制診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
在宅当番医制歯科診療所	<p>13,139 千円</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>在宅当番医制歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p>	2分の1

		(3) 医療機器 (1品につき 100,000 円を超えるもの。) (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合に限る。)	
休日夜間急患センター	13,139 千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき 500,000 円を超えるもの。) (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合に限る。)	2分の1
休日等歯科診療所	13,139 千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	休日等歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、事務室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき 100,000 円を超えるもの。) (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合に限る。)	2分の1

時間外診療実施診療所	13,139千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	時間外診療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)	2分の1
災害拠点病院	(1)基幹災害拠点病院 677,268千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額) (2)地域災害拠点病院 447,449千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	災害拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 病棟 (病室、ICU、CCU、病棟記録室、処置室、診察室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2) 診療棟 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備等) (3) その他 (事務室、機械室、自家発電室等) (4) ヘリポート、備蓄倉庫、受水槽	2分の1

		<p>(5) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(6) 医療機器</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	
へき地医療拠点病院	229,200千円	<p>へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)</p> <p>(2) 病棟 (病室、診療室、処置室、記録室、患者食堂、リネン室、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等)</p> <p>(3) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(4) 医療機器</p> <p>(1品につき500,000円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	2分の1
周産期母子医療センター	83,300千円	<p>母体・胎児集中治療管理室として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 周産期専用病棟 (病室、記録室、リネン室、バルコニー、廊下、便所等)</p> <p>(2) 医療機器</p>	2分の1

		<p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p>	
小児救急医療拠点病院	28,155 千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費小児専用病棟</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室（救急専用病室）、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備、研修室等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
在宅医療実施病院	80,200 千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	<p>在宅医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1

		(より被災した場合に限る。)	
在宅医療実施診療所	13,139千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき500,000円を超えるもの。) (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合に限る。)	2分の1
在宅医療実施歯科診療所	13,139千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)	在宅医療実施歯科診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、技工室、エックス線室、待合室、仮眠室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき100,000円を超えるもの。) (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合に限る。)	2分の1
がん医療実施診療所	13,139千円 (震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条	がん医療実施診療所として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1

	<p>に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>(1) 診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、がん治療室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	
脳卒中医療実施病院	<p>80,200 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>脳卒中医療実施病院として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 診察室、処置室、I C U、S C U、機能訓練室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備等 (2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備 (3) 医療機器 (1品につき 500,000 円を超えるもの。) (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
腎移植施設	<p>44,300 千円 (激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>腎移植施設として必要な部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 (1) 無菌手術室（機械室及び附属設備を含む。） (2) 医療機器 (1品につき 500,000 円を</p>	2分の1

		<p>超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合に限る。)</p>	
老人デイケア施設	<p>165,200 千円</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>老人デイケア施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 機能訓練棟、診療棟（機能訓練室、作業・理学療法室、水治療室、電気・温熱療法室、評価測定室、マッサージ室、診療室、休養室、待合室、リネン室、事務室、職員控室、廊下、便所等）</p> <p>(2) 建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備</p> <p>(3) 医療機器</p> <p>（1品につき 500,000 円を超えるもの。）</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合に限る。)</p>	2分の1
共同利用施設	<p>388,900 千円</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害により被災した場合又は東日本大震災財特法第2条に規定する東日本大震災により被災した場合にあっては厚生労働大臣の定める額)</p>	<p>共同利用施設として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 特殊診療棟</p> <p>（共同利用高額医療機器設置に必要な特殊診療部門及び建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備）</p> <p>(2) 開放型病棟</p> <p>（病室、診察室、処置室、患者食堂、リネン室、バーナー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等）</p> <p>(3) 医療機器</p>	2分の1

		<p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害に より被災した場合に限る。)</p>	
医療関係者養成所施設 看護師等養成所	厚生労働大臣の定める額	<p>学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費</p> <p>(1) 工事費又は工事請負費</p> <p>(2) 看護師等の養成に必要な教材等の費用</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害に より被災した場合に限る。)</p>	2分の1
理学療法士等養成所	厚生労働大臣の定める額	<p>学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費</p> <p>(1) 工事費又は工事請負費</p> <p>(2) 理学療法士等の養成に必要な教材等の費用</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害に より被災した場合に限る。)</p>	2分の1
救急救命士養成所	厚生労働大臣の定める額	<p>学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費</p> <p>(1) 工事費又は工事請負費</p> <p>(2) 救急救命士の養成に必要な教材等の費用</p> <p>(1品につき 500,000 円を超えるもの。)</p> <p>(震害法第2条第1項の規定により指定された震害災害に より被災した場合に限る。)</p>	2分の1

歯科衛生士養成所	厚生労働大臣の定める額	<p>学校又は養成所（寄宿舎を含む。）の被災部分の災害復旧に要する事業費</p> <p>(1) 工事費又は工事請負費</p> <p>(2) 歯科衛生士の養成に必要な教材等の費用</p> <p>(1 品につき 100,000 円を超えるもの。)</p> <p>（震害第 2 条第 1 項の規定により指定された震害に より被災した場合に限る。）</p>	2 分の 1
研修施設			
地域医療研修センター	59,600 千円	<p>地域医療研修センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 図書、視聴覚部門 (視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室、書庫)</p> <p>(2) カンファレンスルーム</p> <p>(3) 小講堂</p> <p>(4) 管理部門 (管理室、ロッカールーム、廊下、便所等)</p> <p>(5) 地域情報部門 (地域情報室、相談室)</p>	2 分の 1
研修医のための研修施設	198,700 千円	<p>研修棟として必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費</p> <p>講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、ロッカールーム、廊下、便所等）、倉庫等</p>	2 分の 1

病院内保育所	厚生労働大臣の定める額	病院内保育所の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
看護師宿舎	既存面積（1人当たり $3\text{ }3\text{ m}^2$ を限度） $\times 1 \cancel{/} 2 \times 198,300$ 円	病院の看護師宿舎の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費	2分の1
救急医療情報センター	13,100千円	救急医療情報センターとして必要な次の各部門の被災部分の災害復旧に要する工事費又は工事請負費 操作室、仮眠室、機械室、便所、暖冷房、附属設備等	2分の1

会発0407第2号
令和4年4月7日

各 部 局 長] 殿
各地方厚生(支)局長]

大臣官房会計課長
(公印省略)

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の一部改正及び「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」の一部改正について

標記について、財務省主計局長から別添1のとおり通知があったので、昭和59年9月7日付会発第737号厚生省大臣官房会計課長通知を別紙のとおり改正し、併せて、財務省主計局主計監査官より別添2のとおり通知があったので、遗漏なきようお取り計らい願いたい。

また、同通知については各都道府県知事等にも送付しているので申し添える。

財計第1982号
令和4年4月1日

警察庁長官官房長 殿
厚生労働省大臣官房長 殿
環境省大臣官房長 殿

財務省主計局長
茶 谷 栄 治
(公印省略)

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の一部改正について

標記のことについて、別添のとおり改正したので通知する。

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
別紙 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領 昭和59年9月7日 歳計 2 1 5 0 (最終改正) 令和3年4月1日 財計第2338号 <u>(今回改正)</u> <u>令和4年4月1日</u> <u>財計第1982号</u>	別紙 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領 昭和59年9月7日 歳計 2 1 5 0 (最終改正) 令和3年4月1日 財計第2338号
第1 調査の目的（略）	第1 調査の目的（略）
第2 調査の方法（略）	第2 調査の方法（略）
第3 調査の対象 (1)～(3)（略） (4)設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。 ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設 (ア)（略） (イ) 医療機関施設の医療機器（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。） (ウ)（略） イ（略） (5)（略）	第3 調査の対象 (1)～(3)（略） (4)設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。 ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設 (ア)（略） (イ) 医療期間施設の医療機器（激甚法2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。） (ウ)（略） イ（略） (5)（略）
第4 一箇所の定義（略）	第4 一箇所の定義（略）
第5 適用除外（略）	第5 適用除外（略）
第6 諸経費率 本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別に定める場合を除き、別表2のとおりとする。 <u>ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。</u>	第6 諸経費率 本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。
第7 復旧費の算出等（略）	第7 復旧費の算出等（略）
第8 その他（略）	第8 その他（略）
第9 報告（略）	第9 報告（略）

別表1(略)

別表2

諸 経 費 率

区	分	率
建 物 新 築 (改)	築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧		15 %
土 地 復 旧		15 %
工 作 物 復 旧		15 %
設 備 復 旧		0 %
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業		0 %

(注) 1. 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

2. (削除)

様式1(略)

様式2(略)

別表1(略)

別表2

諸 経 費 率

区	分	率
建 物 新 築 (改)	築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧		15 %
土 地 復 旧		15 %
工 作 物 復 旧		15 %
設 備 復 旧		0 %
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業		0 %

(注) 1. 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

2. 災害等廃棄物処理事業については、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務について、当該委託業務に要する額の15%の範囲内で計上できるものとする。ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。

様式1(略)

様式2(略)

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七

藏計二一五〇

最終改正 令四・四・一 財計第一九八二号

第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第二 調査の方法

(1) 主務省の調査に對して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。

(2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第三 調査の対象

(1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。

(2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。

(3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。

(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを作成とする。

ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設

(ア) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

A 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

B 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であつて、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

C 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR(核磁気共鳴)を利用する画像診断装置

D その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(イ) 医療機関施設の医療機器(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)

(ウ) 医療関係者養成所施設の教材等(激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。)

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備(当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。)とする。

(5) 第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和四〇年八月五日付
計第一九六七号)第二(災害原因の調査)及び第三(採択の範囲等)の第一項に準じて取り扱う。

第四 一箇所の定義

(1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。
(2) 国立公園等施設の道路にあっては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。
- (2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- (3) 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

ロ 当該年度に整備計画のあるもの。

ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

(5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。

(6) 調査前着工を行つたもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できぬもの。

(7) 一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養

成所施設の教材等。

第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経费率は別に定める場合を除き、別表2のとおりとする。ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成七年厚生省発健政第二三二号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第八 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第九 報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
- (2) 調査額が、一億円以上の場合。

別表1

施設名等及び限度額

所管名	施設名等	限度額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等 保健衛生施設 原爆医療等施設 精神保健等施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設 医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設 抗毒素製造施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあっては400千円
	医療機関施設等 医療機関施設 公的医療機関施設 へき地診療所施設（医師及び看護師住宅を含む） 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く) 医療関係者養成所施設 研修施設 病院内保育所 看護師宿舎 救急医療情報センター	800千円 800千円 別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	社会福祉施設等 保護施設 老人福祉施設 老人保健等施設 身体障害者社会参加支援施設 婦人保護施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 母子・父子福祉施設 母子健康包括支援センター その他の社会福祉施設等	800千円 800千円 800千円 別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園にあっては400千円

	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	800千円
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
環境省	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円 ただし、道路にあっては400千円
	廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	一般廃棄物処理施設	市町村400千円
	浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業及び公共浄化槽等整備推進事業）	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	産業廃棄物処理施設	市町村・広域臨海環境整備センター 1,500千円
	広域廃棄物埋立処分場	中間貯蔵・環境安全事業株式会社1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	指定市 800千円
	災害等廃棄物処理事業	市町村 400千円

別表2

諸 経 費 率

区分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	15%
工作物復旧	15%
設備復旧	0%
災害等廃棄物処理事業	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

別紙

内閣府、厚生労働省及び環境省所管 補助施設災害復旧費実地調査要領

昭和59年9月7日

会発第737号

一部改正

平成7年3月3日

平成11年1月20日

平成13年1月5日

平成17年2月3日

平成19年8月3日

平成23年6月21日

平成24年11月16日

平成27年12月24日

平成28年10月18日

平成30年9月18日

令和3年4月5日

令和4年4月7日

第1 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とする目的とする。

第2 調査の方法

- (1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- (2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二百万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第3 調査の対象

- (1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃

棄物処理事業とする。

(2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。

(3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。

(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設

(ア) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

A 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

B 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

C 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

D その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(イ) 医療機関施設の医療機器（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

(ウ) 医療関係者養成所施設の教材等（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

(5) 第1項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年8月5日付蔵計第1967号）第2（災害原因の調査）及び第3（採択の範囲等）の第1項に準じて取り扱う。

第4 一箇所の定義

(1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。

(2) 国立公園等施設の道路にあっては、百五十メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

第5 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 1箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。
- (2) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- (3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ロ 当該年度に整備計画のあるもの。
 - ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- (5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくとも、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (6) 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。
- (7) 一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養成所施設の教材等。

第6 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別に定める場合を除き、別表2のとおりとする。ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

第7 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成7年厚生省発健政第22号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第8 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第9 報告

調査終了後1週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
- (2) 調査額が、1億円以上の場合。

事務連絡監査第1号
令和4年4月1日

厚生労働省大臣官房会計課長 殿
環境省大臣官房会計課長 殿

財務省主計局主計監査官
寺澤毅彦

「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」
の一部改正について

標記のことについて、別添のとおり改正したので通知する。

厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
別紙	別紙
厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について	厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
昭和59年9月7日 事務連絡227	昭和59年9月7日 事務連絡227
(最終改正) 平成28年9月30日 事務連絡監査第56号 <u>(今回改正)</u> 令和4年4月1日 事務連絡監査第1号	(最終改正) 平成28年9月30日 事務連絡監査第56号
一 建物について（略）	一 建物について（略）
二 設備について（略）	二 設備について（略）
三 その他	三 その他
ア 調査要領第六に規定する別に定める場合の諸経費率は次のとおりとする。 <p>(ア) 災害等廃棄物処理事業のうち、解体工事に係る委託業務 当該委託業務に要する額の百分の十五以内</p> <p>(イ) 災害等廃棄物処理事業のうち、仮置場及び土砂混じりがれきに係る委託業務 当該委託業務に要する額の百分の十五以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率</p> <p>イ 調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。</p> <p>ウ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の<u>二分の一</u>を調査の対象から除外する。</p>	<p>ア 調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。</p> <p>イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の<u>2分の1</u>を調査の対象から除外する。</p>

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

昭五九・九・七

事務連絡二三一七

最終改正 令四・四・一 事務連絡監査第一号

一 建物について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二一五〇号。以下「調査要領」という。）第三調査の対象（1）の建物については、次により取り扱う。

ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従つて、直接事業の実施に關係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事調査の対象とする。）

イ 暖房等のボイラ、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。

ウ 調査要領別表1に定めると畜場にあつては、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。

エ 医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

二 設備について

医療機関施設の医療用設備及び医療機器並びに医療関係者養成所施設の教材等は、調査要領第二（4）アに規定するもの、かつ、当該施設の備品台帳に登載されているもののみを調査の対象とする。但し、備品台帳に登載されていないものであつても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机、模型・標本・機械器具の収納棚・保管庫、図書、教育用のCD・ROM等電磁的記録媒体、多目的な用途の部屋に設置されるアンプ・スピーカー・ミキサー等の音響設備及びその他事務機器等は含まない。

三 その他

ア 調査要領第六に規定する別に定める場合の諸経費率は次のとおりとする。

- （ア） 災害等廃棄物処理事業のうち、解体工事に係る委託業務 当該委託業務に要する額の百分の十五以内
- （イ） 災害等廃棄物処理事業のうち、仮置場及び土砂混じりがれきに係る委託業務 当該委託業務に要する額の百分の十五以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率
イ 調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。

ウ

調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の二分の一を調査の対象から除外する。⁹⁾

○公共土木施設災害復旧事業査定方針

〔昭和三十二年七月十五日建河発第三百五十一号〕

改正 昭和三十三年五月 九日 建河発第三四四号

昭和三十三年七月 一日 建河発第四七三号

昭和三四年九月 二日 建河発第六七四号

昭和三八年九月 九日 建河発第四〇九号

昭和三九年六月 二日 建河発第二三四号

昭和四〇年六月一〇日 建河発第二一〇号

昭和四二年六月 七日 建河防発第七九号

昭和四四年七月一二日 建河防発第四七号

昭和四七年八月二日 建河防発第五六号

昭和五四年三月二〇日 建河防発第二二号

昭和六三年四月七日 建河防発第八〇号

昭和六二年五月二一日 建河防発第八二号

昭和六三年四月七日 建河防発第四一号

平成元年五月二九日 建河防発第五三号

平成三年四月一日 建河防発第六一号

平成四年四月九日 建河防発第六一號

平成六年六月二三日 建河防発第六九号

平成七年四月一日 建河防海発第八〇号

平成八年五月十日 建河防海発第六十八号

平成九年四月一日 建河防海発第六十五号

平成十年六月四日 建河防海発第五八号

平成一年三月三〇日 建河防海発第七三号

平成一二年四月三日 建河防海発第五九号

平成一三年二月一四日 国河防第一一一号

平成一三年三月三〇日 国河防第一一八八号

平成一四年四月一日 国河防第一〇七〇号

平成一五年四月一日 国河防第一四二号

平成一五年六月一八日 国河防第一一五号

平成二〇年六月二六日 国水防第一三三号

平成二三年八月五日 河川局長通知

(目的)

第一 災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則及び法事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののはか、この査定方針によつて行うものとする。

(災害原因の調査)

第二 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行なうものとする。

(一) 降雨については、最大二十四時間雨量、連續雨量並びにこれらの時間的変化及び

地域的分布状況

(二) 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等

(三) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等

(四) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的関係

(五) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的関係

(六) 地すべりについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況

(七) 地震については、震度、震源地等

(採択の範囲等)

第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

(一) 河川にあつては警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。)の五割程度の水位)以上の出水により発生した災害。ただし、

河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。

(二) 河川以外の公共土木施設にあつては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十分メートル未満の降雨により発生した災害であつても、時間雨量等が特に大である場合を含む。

(三) 最大風速十五メートル以上の風により発生した災害

(四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの

(五) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが構成している場合における災害

2 法第六条第一項各号に掲げる法の適用のない災害復旧事業の決定にあたつては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(一) 法第六条第一項第二号に規定する「工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの」については、第九条第二項の規定により算定する経済効果その他復旧による効果を総合的に勘案して採否を決定すること。

(二) 要綱第十二第五号にいう「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行していない場合をいい、同第八号にいう「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない程度又は基礎工が露出した場合にあっても堤防護岸等の安全に支障がない、又は支障を及ぼすおそれがないと認められる程度の河床又は海岸地盤の低下をいうものであること。

(三) 法第六条第一項第四号に規定する「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基づいて生じたものと認められる災害に係るもの」については、異常天然現象の程度、当該施設の築造後の経過年数、被災施設の原形等を調査検討のうえ慎重に決定すること。特に工事竣工後一箇年以内に被災した施設に係る災害復旧事業については、その原因をよく調査検討のうえ採否を決定すること。

(四) 成功認定、中間検査等及び会計検査院の検査の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で復旧の目的を達していないものとして指摘され、これらについて国土交通大臣が手直工事又は補強工事を命じた箇所で当該工事が未完了であることに基づいて災害を受けたと認められる場合の災害復旧事業は、法第六条

第一項第四号に該当するものとして採択しないものとすること。

- (五) 前災が法第六条第一項第一号に該当するものとして失格となり、又は「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により失格となつた箇所で、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じた場合は、次のイ又はロに掲げる場合を除き、法第六条第一項第五号に該当するものとして採択しないものとすること。

イ 失格又は欠格となつた後、復旧するために必要な手続をとる時間的余裕がない場合

ロ 復旧していたとしても被災したであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合

- (六) 要綱第十四第二号にいう「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の三割程度以上の埋そく又は流木が著しく堆積した場合をいい、この場合において掘さくする土量は、自然流下等による流失量を考慮して災害によるたい積量の七割を基準とし、流木除去については、流木堆積量の全量を対象として決定すること。

「砂防えん堤の埋没」とは、流木止め施設に流木が著しく堆積した場合を含まないものとする。

- (七) 要綱第十七第一項にいう「直高一メートル未満の小堤」の直高については、被災箇所の局部的直高のほか、その前後の直高をも考慮すること。

- (八) 要綱第十七第二項の被災箇所の総幅員の認定にあたり、道路にあつては被災箇所の総幅員が不明確な場合又は地形的に特別の状況にあるため当該被災箇所の前後の総幅員と異なる場合は、当該被災箇所の前後の総幅員を勘案して相当と認められる距離を当該被災箇所の総幅員とともに、橋梁にあつては被災橋梁の総幅員が二メートル未満であつても一・五メートル以上ある場合において、当該橋梁の前後の道路の総幅員が二メートル以上あるときは、当該橋梁の総幅員が二メートル以上あるものとすること。

- 3 災害復旧事業として採択した後廃工された箇所が再申請されている場合には、新たな被災の事実を確認のうえ採否を決定すること。

- 4 要綱第三第二号トにいう「広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり」とは、河川にあつては堤防又は河岸の欠壊（この場合における欠壊は、原則として、有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊することをいう。）区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいうものとし、海岸、砂防設備及び道路にあつては、河川の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいうものとする。

- 5 要綱第十五の二第二号にいう「欠壊が広範囲にわたり、かつ、欠壊の程度が激甚である」とは、前項に定める場合のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業として策定する計画区間の五割程度以上となる場合を含むものとし、「一定計画」とは、要綱第三第二号トにいう「一定計画」のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業の計画区間の五割程度以上となる場合の当該災害関連事業の一定計画を含むものとする。

- 6 要綱第三第二号リの取扱いは、次のとおりとする。

(一) 「治水上又は道路交通上当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合」とは、次に掲げる場合の一に該当する場合をいう。

イ 当該橋梁に係る河川の洪水流量の増大した場合、河床の変動した場合、河川の勾配が急な場合又は流木、流水、転石等が多い場合

ロ 当該被災部分が当該橋梁に係る河川の流心部又は水衝部に係るものである場合

ハ 当該橋梁に係る海岸の越波量が増大した場合

二 当該橋梁に係る自動車の交通量が一日百台以上である場合。この場合の交通量の認定については、原則として道路管理者による交通量調査の資料に基づいて行なうものとする。

ホ 当該橋梁が定期バス路線又は定期貨物自動車路線に係るものである場合
ヘ 当該橋梁が官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通ずる路線に係るものである場合

(一) 「必要最小限度において、当該木橋又は木造部分の全部又は一部を永久構造として施行する工事」の取扱いは、次のイ又はロに定める基準による。

イ 当該木橋又は木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該木橋又は木造部分の全部を永久構造とする。ただし、当該橋梁の河川の流心部又は水衝部に係る木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上が被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合は、当該流心部又は水衝部のみに係る木造部分の全部を永久構造とする。

ロ イに掲げる場合のほか、当該木橋又は木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合又は当該橋梁の河川の流心部又は水衝部に係る木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被災部分のみを永久構造とする。

(三) 当該橋梁が一般国道又は道路法第五十六条の規定により国土交通大臣が指定した主要な都道府県道若しくは市道（以下「主要地方道」という。）に係るものであつて永久構造の橋梁として改良されることが確定している場合又は予想される場合には、永久構造として採択しないものとする。

(四) 当該橋梁が潜水橋である場合は、原則として永久構造として採択しないものとする。

7 要綱第三第二号又において、被災橋梁が潜水橋である場合には、原則としてけた下高を上げないものとする。

（直轄工事施行区域内の災害）

第四 直轄工事施行区域内に発生した灾害に係る灾害復旧事業については、直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱に基づく直轄河川災害復旧事業等との関係を充分検討のうえ採否を決定するものとする。

2 前項の災害復旧事業の査定は、関係直轄工事事務所長の立会のうえ行なうものとする。
（他の事業の計画区域内の災害）

第五 災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(一) 在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。
(二) 他の事業により竣工し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業に竣工した完成断面を対象として採択すること。

（兼用工作物）

第六 國土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに國土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係る海岸に係るものと効用を兼ねるものと除く。以下「兼用工作物」という。）並びに農林水産省及び國土交通省港湾局と関係の